

---

## 第7章 雑則

---

### 7.1 その他

この基準に特に定めのない事項等については、水道法、関係法令、三郷市水道事業給水条例等及び、厚生労働省給水装置データベースで公表されている給水装置標準計画・施工方法の各項目に準ずるものとし、給水装置工事の計画、設計、施工、管理に当たり、疑問が生じた際は、水道部職員と協議することができる。